

# 日進市狭あい道路対策事業補助金 申請に関する手引き



「いつまでも暮らしやすいみどりの住環境都市」

平成30年4月  
建設経済部 土木管理課





# 狭あい道路の解消に向けて、日進市が分筆費用を補助します！

私たちの身近にある道路は、車や人の通行ばかりでなく、通風や日照などの良好な住環境を確保し、緊急車両の通行や消防活動空地、災害時の避難路となるなど、重要な役割を担っています。

日進市には、建築基準法第42条第2項の規定により指定された幅員4m未満の狭あい道路が多く、安心して快適な居住環境の社会基盤形成を図っていくうえで大きな課題となっていることから、その改善を効果的に進めるため、平成30年4月1日より「日進市狭あい道路対策事業補助金交付要綱」を定め、日進市への寄附のために行う道路後退用地の分筆測量及び登記にかかる費用についての補助金制度を創設いたしました。

## <補助金制度の概要>

### ●補助金対象事業

道路とこれに接する土地の境界線と、建築基準法第42条第2項の規定による道路後退線との間に存する道路後退用地（セットバック用地）を市に寄附するために行う分筆測量及び登記にかかる費用について、予算の範囲内において補助金を交付します。

### ●事前相談及び交付申請

対象地や条件等について、事前にご相談・ご確認いただき、「日進市狭あい道路対策事業補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。

なお、特定開発等事業に伴う寄附にあっては、「日進市開発等事業に関する手続条例」に規定する事業計画概要書の提出と同時に、別途寄附採納協議申請書の提出が必要です。

#### <お問い合わせ先>

日進市役所 建設経済部 土木管理課 用地管理係

電話：（0561）73—2926

ホームページ：<http://www.city.nisshin.lg.jp>

日進市 マスコットキャラクター  
「ニッシー」



※この手引きは、日進市ホームページにも掲載されています。

## 「日進市狭あい道路対策事業補助金」の流れ

### ① 開発等事業、建築等の計画立案



### ② 敷地調査における狭あい道路（建築基準法第42条第2項該当道路）の確認

- ・計画敷地に接する道路の種別について、建築課（北庁舎1階）にてご確認願います。



### ③ 「日進市狭あい道路対策事業補助金」対象適否の確認

- ・補助金対象の確認、事前相談については、土木管理課（北庁舎1階）にて承ります。
- ・「寄附採納等事前相談書」を提出してください。



### ④ 敷地境界確定測量（官民境界立会申請）

- ・官民境界立会申請の手續、必要期間等については、土木管理課（北庁舎1階）にてご確認願います。2項道路については、原則として道路対側の所有者の立会確認をお願いしています。



### ⑤ 敷地確定（官民境界確定）及び道路後退線の設定

- ・計画敷地の境界確定後、建築基準法に基づく道路後退線の設定をしてください。



### ⑥ 「寄附採納協議申請書」の提出及び事業協定の締結

#### 【特定開発等事業の場合に必要です】

- ・日進市開発等事業に関する手續条例に規定する事業計画概要書の提出と併せて、同条例に係る公共施設引継ぎ等規則第12条に定める「寄附採納協議申請書」を提出してください。



### ⑦ 「日進市狭あい道路対策事業補助金交付申請書」（第1号様式）の提出

- ・必要書類を添付して正本1部を提出してください。必要に応じて、現地調査等を行います。



### ⑧ 「日進市狭あい道路対策事業補助金交付・不交付決定通知書」の交付

- ・必要な審査を経て、補助金交付決定額を通知します。交付決定にかかる通常期間は2週間程度です。
- ・本決定通知書を受領後、後退用地を分筆するに必要な測量及び必要な境界杭設置、分筆登記を行ってください。<この作業にかかる費用が、本補助金制度の対象となります>
- ・抵当権の設定等第三者の権利設定がある場合は、抹消してください。

↓

⑨ 「日進市狭あい道路対策事業補助金変更承認申請書」（第3号様式）の提出

【補助対象事業に変更がある場合に必要です】

- ・変更内容がわかる資料を添付し、変更承認通知を受けてください。

↓

⑩ 「日進市狭あい道路対策事業実績報告書」（第5号様式）及び寄附採納申請書、所有権移転に関する登記承諾書、印鑑証明書等の提出

- ・分筆測量登記完了後、必要書類を添付のうえ正本1部を提出してください。必要に応じて現地調査を行います。
- ・後退用地について、日進市への所有権移転手続に係る書類をご提出くださいますようお願いをお願いします。

↓

⑪ 「日進市狭あい道路対策事業補助金額確定通知書」の交付

- ・必要な審査を経て、補助金交付額を確定し通知します。確定にかかる通常期間は2週間程度です。

↓

⑫ 「日進市狭あい道路対策事業補助金交付請求書」（第7号様式）の提出

- ・補助金額確定後、速やかに提出してください。

↓

⑬ 振込先指定口座へ日進市から補助金の振込み

- ・指定された口座へのお振込みは、⑫の提出後概ね1ヶ月かかります。

↓

⑭ 寄附を原因とする日進市への所有権移転手続

- ・⑪と並行して日進市において所有権移転登記手続を実施します。

↓

⑮ 寄附採納受理書の交付

- ・所有権移転手続完了後、登記簿謄本の写しと併せて受理書をお渡しいたします。



## 1. 定義

この手引きにおいて、次に各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 狭あい道路

市道又は市がその敷地を所有し、若しくは管理する道のうち、建築基準法第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道をいう。

(2) 境界線

狭あい道路と、これに接する土地との境界線をいう。

(3) 後退線

法第42条第2項の規定により境界線とみなされる線をいう。

(4) 後退用地

境界線と後退線の間が存在する狭あい道路と同一平面である土地で、建築物等が存在しないものをいう。

(5) 角地

同一平面で交差し、接続し、又は屈曲する道路の角にある土地をいう。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲することにより生ずる内角が120度を超えるものを除く。

(6) すみ切り用地

角地の隅角をはさむ三角形（角地の隅角をはさむ辺を等辺とし、他の1辺の長さを3メートルとしたものをいう。）の部分の土地をいう。

(7) 分筆測量登記

後退用地（角地にあつては、すみ切り用地を含む。以下「後退用地等」という。）を分筆するために行う測量及び登記をいう。

(8) 狭あい道路対策事業

狭あい道路に接する土地において、狭あい道路を後退線まで拡幅し、後退用地等を市に寄附するために分筆測量登記を行う事業及び過去に狭あい道路に接する土地において、狭あい道路を後退線まで拡幅したが分筆測量登記を行っていない場合において、後退用地等を市に寄附するための分筆測量登記を行う事業をいう。ただし、道路としての整備工事が寄附の条件となっているものを除く。

## 2. 補助対象者

補助対象者は、狭あい道路（市道又は市がその敷地を所有し、若しくは管理する道のうち、建築基準法第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道）に接する土地の所有者とします。

### 3. 補助対象事業

補助対象事業は、日進市において補助対象者が実施する**狭あい道路対策事業（建築基準法の規定に基づく後退用地等を市に寄附するために分筆測量登記を行う事業）**とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する狭あい道路対策事業は、補助対象としません。

- (1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立財団法人都市再生機構その他これらに類する者が行う事業に伴い実施されるもの。
- (2) 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を受けるために必要となる道路幅員の基準を満たすために実施されるもの。ただし、自己の業務又は自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもので、後退用地を寄附しようとする場合を除く。
- (3) 土地区画整理法による土地区画整理事業を施行するもの。

※なお、過去において建築基準法に基づき道路後退線まで後退したが、分筆測量登記を行っていない場合においては、分筆測量に先立ち、狭あい道路に接する敷地全体について現在の測量技術等に基づく確定測量が必要となる場合がありますので、補助対象事業に適合するかを事前にご確認、お問い合わせをお願い致します。

### 4. 補助金の額

補助金の額は、「基本額」及び「加算額」の合計額とします。

#### <基本額>

補助対象事業のうち分筆測量登記に要した費用の額（この額において1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とします。ただし、当該額が25万円を超えるときは、25万円とします。

#### <加算額>

補助対象事業の対象となる土地にすみ切り用地が含まれる場合において、当該土地に係る当該年度における固定資産税の評価額を敷地面積で割り戻した1平方メートルあたりの額に、すみ切り用地の面積（単位を平方メートルとする。）を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とします。ただし、当該額が15万円を超えるときは、15万円とします。

## 5. 事前確認について

### (1) 事前確認及び相談

開発や建築などの事業計画をするにあたって、計画敷地が狭あい道路に接する敷地であるかどうかを確認する必要があります。日進市の場合建築課にてご確認をお願いいたします。その後、補助対象事業に該当するか否かについて土木管理課にて事前確認を行ってください。（日進市役所北庁舎1階）

### (2) 計画敷地の確定

所有権者等は、狭あい道路に接する用地に建築行為等をしようとするときは、官民境界立会申請により境界を確定する必要があります。官民境界立会申請の手続につきましては、土木管理課までお問い合わせいただくか、日進市ホームページをご覧ください。

計画敷地境界が確定したあと、建築基準法に基づく道路後退線を設定し、「寄附採納等事前相談書」（様式A）を提出してください。

### (3) 特定開発等事業における寄附採納事前協議

500平方メートル以上の宅地開発もしくは100平方メートル以上の特定用途建築物の建築など特定開発等事業に伴う寄附にあたっては、補助金の適否について事前審査を行う必要がありますので、計画敷地の確定後、「日進市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設引継ぎ等規則」第12条による「寄附採納協議申請書」に必要書類を添付のうえ、土木管理課に提出してください。様式については、日進市ホームページからダウンロードしてください。

### (4) 補助対象の適否回答

補助対象の適否について、日進市土木管理課にて回答します。土地家屋調査士もしくは測量士等とご相談のうえ、以下に掲げる補助金交付申請の手続きを進めてください。

## 6. 交付申請

補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業を実施しようとする年度の11月30日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日）までに、「日進市狭あい道路対策事業補助金交付申請書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出してください。ただし、同一年度内に補助事業が完了できる見込みが確実である場合などは、提出できます。

### (1) 位置図

### (2) 公図



- (3) 道路境界確定図
- (4) 狭あい道路対策事業計画図
- (5) 分筆測量登記に要する費用に係る見積内訳明細書の写し
- (6) 当該年度の固定資産税・都市計画税納税通知書に係る課税明細書の写し（補助対象事業の対象となる土地にすみ切り用地が含まれる場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

市長は、申請があったときは、その内容を審査し、「日進市狭あい道路対策事業補助金交付・不交付決定通知書」により通知します。なお、補助金の決定に条件を付すことがあります。

通知書受領後、以下の留意点に注意して分筆測量及び分筆登記を実施してください。

- ・承認工事等により、排水路等の整備を同時に行う場合には、別途「日進市道路等承認工事申請書」を提出し、指示に従ってください。
- ・抵当権や賃借権等・、完全な所有権の行使を阻害する権利が設定されているときは、実績報告書を提出するときまでに必ず解除してください。
- ・寄附予定地と道路との高低差は無くしてください。高低差もすり付け部分は民地内で処理してください。
- ・寄附予定地内に、樹木・生垣・門柱・ブロック塀・舗装・タタキ等がある場合は、移設・除去等をお願いします。根や基礎等もあれば併せて除去してください。
- ・寄附予定地内に電柱が設置されている場合には、電線類管理者と協議して移設等をしてください。
- ・個人埋設管がある場合も、原則として撤去していただきますが、道路占用許可申請が可能な場合がありますので、あらかじめご相談ください。
- ・実績報告をする前までに、寄附予定地について下記の登記簿上の手続を済ませてください。

ア 相続登記

イ 登記名義人表示変更登記

ウ 仮登記等の抹消登記

エ 抵当権等の抹消登記

（抵当権や賃借権等、完全な所有権の行使を阻害する権利が設定されているときは、実績報告書を提出するときまでに必ず解除してください。）

オ 地積更正登記（実測面積と登記簿面積とが相違する場合）

※建築資金等を借り入れする場合についても、寄附予定地の抵当権の解除等について金融機関と調整をお願いします。

## 7. 補助対象事業の変更承認等

補助対象事業の内容を変更若しくは中止する場合は、「日進市狭あい道路対策事業補助金変更交付申請書」（第3号様式）を提出し、市長の承認を受けてください。補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合若しくは補助対象事業の遂行が困難になった場合においても、理由を付して速やかに報告してください。

## 8. 実績報告

補助対象事業を完了したときは、交付の申請を行った年度の3月10日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日）までに、「日進市狭あい道路対策事業実績報告書」（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出してください。

- (1) 道路境界確定図（地積測量図）
- (2) 分筆完了後の公図の写し
- (3) 分筆完了後の全部事項証明書
- (4) 後退線を示す杭の写真
- (5) 分筆測量登記に要する費用に係る請求内訳書及び領収書
- (6) 後退用地等の寄附採納申請書（様式B）

なお、寄附による所有権移転手続きに必要な書類を添付してください。

- ・土地所有者全員の「登記原因証明情報及び登記承諾書」（様式C）
- ・土地所有者全員の「印鑑登録証明書」（法人の場合は、印鑑証明書及び資格証明書）等

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

## 9. 補助金の請求及び寄附採納手続の完了

実績報告提出後、交付すべき補助金の額を確定し、「日進市狭あい道路対策事業補助金額確定通知書」により通知しますので、この通知を受けた日から起算して10日以内に、「日進市狭あい道路対策事業補助金交付請求書」（第7号様式）を提出してください。

指定された口座に概ね1ヶ月程度でお振込みいたします。

この手続と並行して、日進市は、分筆された後退用地等の寄附採納を行い、日進市への所有権移転手続を行います。所有権移転完了後、寄附採納に

係る「受理書」と登記全部事項証明書の写しをお渡しいたしますので、誤りがないかどうかご確認をお願いします。

## 10. 様式集

- ・（様式A）寄附採納等事前相談書
  - ・（様式B）寄附採納申請書
  - ・（様式C）登記原因証明情報および登記承諾書
- 
- ・第1号様式 日進市狭あい道路対策事業補助金交付申請書
  - ・第3号様式 日進市狭あい道路対策事業補助金変更承認申請書
  - ・第5号様式 日進市狭あい道路対策事業実績報告書
  - ・第7号様式 日進市狭あい道路対策事業補助金交付請求書

整理番号	
------	--

(様式A)

年 月 日

日進市長 あて

住所

氏名

(担当者： )

(連絡先： )

### 寄 附 採 納 等 事 前 相 談 書

道路用地等の寄附にあたり、事業等計画図を添付したうえで事前相談しますので、採納の可否について回答してください。

#### 記

1. 計画地 日進市
2. 都市計画法に基づく開発許可 (有・無)
3. 添付書類 位置図、事業計画図面、寄附予定地を明示(形状、寸法、幅員等)、道路整備工事予定内容

---

【市役所記入欄】
----------

部長	次長	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	係

(様式B)

年 月 日

日進市長 あて

住所  
申請者  
氏名 印

### 寄 附 採 納 申 請 書

日進市道路・水路等寄附採納要領に基づき、下記の土地を寄附します。

記

1. 寄附の目的 -----

2. 寄附の所在

土地の表示 日 進 市				
町・丁目	地番	地目	地積 $m^2$	摘要

3. 添付書類 位置図・公図・測量図・登記事項証明書・登記承諾書・印鑑証明書  
・その他

(様式C)

## 登記原因証明情報および登記承諾書

私が所有する後記記載の不動産を、 年 月 日 日進市に寄附しました。よって本件下記不動産の所有権は同日、日進市に移転しました。

不動産の表示

愛知県日進市

所 在	地 番	地 目	地 積

日 進 市 長 様

年 月 日

上記の登記原因のとおり相違ありません。よって、その所有権移転登記をすることを承諾いたします。

(住 所)

(氏 名)

実印

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者 住所

氏名

印

電話番号

日進市狭あい道路対策事業補助金交付申請書

日進市狭あい道路対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので申請します。

記

1 所在地

2 後退用地等の面積  $m^2$   
(内 すみ切り用地  $m^2$ )

3 経費所要総額（見積り額） 円

4 交付を受けようとする補助金の額 金 円  
内訳  
基本額 円  
加算額 円

5 着手及び完了予定年月日  
着手予定年月日 年 月 日  
完了予定年月日 年 月 日

6 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 公図
- (3) 道路境界確定図
- (4) 狭あい道路対策事業計画図

- (5) 分筆測量登記に要する費用に係る見積内訳明細書の写し
- (6) 当該年度の固定資産税・都市計画税納税通知書に係る課税明細書の写し  
(補助対象事業の対象となる土地にすみ切り用地が含まれる場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類



第3号様式（第8条関係）

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所

氏名 印

電話番号

日進市狭あい道路対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号にて交付決定された日進市狭あい道路対策事業について、下記のとおり変更したいので、日進市狭あい道路対策事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助金変更申請額 金 円

内訳

(変更前)

(変更後)

基本額 円 円

加算額 円 円

4 添付書類

(1) 補助金額等に変更がある場合は、その根拠となる書類

(2) その他変更内容を明らかにする書類

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所

氏名

印

電話番号

日進市狭あい道路対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました日進市狭あい道路対策事業が下記のとおり完了したので報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 道路境界確定図
- (2) 分筆完了後の公図の写し
- (3) 分筆完了後の全部事項証明書
- (4) 後退線を示す杭の写真
- (5) 分筆測量登記に要する費用に係る請求内訳書及び領収書
- (6) 日進市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設引継ぎ等規則第14条に規定する寄附採納申請書、日進市開発等事業に関する手続条例に係る後退道路の基準規則に関する取扱要綱第6条第2項に規定する後退用地寄附採納申請書又は日進市道路・水路等寄附採納要領第8条第1号に規定する寄附採納申請書
- (7) その他、市長が必要と認める書類

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所

氏名

印

電話番号

日進市狭あい道路対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった日進市狭あい道路対策事業補助金について、日進市狭あい道路対策事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額

金 額	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---

振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	預 金 の 種 類	普通・当座（該当を○で囲む。）	
	口 座 番 号		
	フ リ ガ ナ		
	口 座 名 義 人		

「いつまでも暮らしやすいみどりの住環境都市」



日進市狭あい道路対策事業補助金  
申請に関する手引き  
平成30年4月  
愛知県日進市  
建設経済部 土木管理課 編